

マイナンバー（個人番号）制度の開始に伴い 手続きが変わります！（市営住宅関係）



平成 28 年 1 月からマイナンバー（個人番号）（以下「マイナンバー」という。）の記載が始まります。

具体的には、高知市営住宅管理センターの窓口では社会保障分野の手続きとして、申請書等によっては通知カード（紙製）、また 1 月から交付が開始される個人番号カード（プラスチック製）の提示が必要になります。

<本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！>

- マイナンバーを使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行うよう法律で決められています。

1 申請者が手続きに窓口へ来られた場合は、本人確認では、

- ① 正しいマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認）と、
- ② 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

2 申請者と異なる人が手続きに窓口へ来られた場合は、申請者のマイナンバー確認と代理人の本人確認として、

- ① 代理人であることの確認（代理権の確認）
- ② 代理人本人であることの確認（身元確認）
- ③ 申請者のマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認（コピーでも可））を行います、

※ ①については、代理人の場合は委任状（法定代理人の場合は戸籍謄本等）が必要となります。

<マイナンバーの必要な書類は、下記の申請書等になりますので注意を！>

- ・入居申込書
- ・地域活性化住宅の入居期間延長申請書
- ・同居承認申請書
- ・入居承継承認申請書
- ・使用料等減免（徴収猶予）申請書
- ・明渡期限延長申出書
- ・再入居申出書
- ・仮住居使用許可申込書

となっています。

なお、上記以外の様式については、今までどおりの手続きとなります。

<お問い合わせ先>

- 高知市営住宅管理センター

088-823-9067 平日 8時30分から17時15分

《裏面に続く》

<マイナンバー確認と身元確認に必要な書類とは?>

個人番号カードを持っている場合



1枚でマイナンバー確認と身元確認

ここがポイント!

身元確認は基本的に顔写真付きのものは
1点でかまいませんが、顔写真なしのもの
は2点必要です。

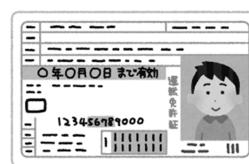
個人番号カードを持っていない場合



マイナンバー確認（通知カードなど）

+

身元確認（運転免許証、パスポートなど）



- 1点確認でよいもの 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、療育手帳
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）、在留カード
特別永住者証明書 等
- 2点確認でよいもの 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書
特別児童扶養手当証書 恩給等の証書、母子健康手帳、源泉徴収票
公共料金の領収書（住所・氏名あり）、預貯金通帳
公共機関発行の証明書（住所・氏名あり） 等

<よくあるご質問に、マスコットキャラクターのマイナちゃんがお答えします>



落としたりしたら困るので、通知カードなどを
コピーして持つていってもいいの？



窓口に直接来ていただく場合は原本が必要です。
郵送で申請される場合は、コピーでもかまいません。



電話でマイナンバーを聞かれることははあるの？
本人であればマイナンバーを教えてもらえるの??
マイナンバーでの問い合わせはできるの???



窓口で記載するか、記載した申請書等を提出する時
以外はマイナンバーを確認することはありません。
また、本人であってもマイナンバーを教えたり、マイ
ナンバーからの問い合わせにはお答えできません。